

豊橋市監査公表第14号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年2月10日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	野 口 洋
同	坂 柳 泰 光
同	伊 藤 哲 朗

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
企画部	広報広聴課	06-9	指摘 事項	一般競争入札に係る決裁において、入札公告についても併せて決裁しているが、部長専決とすべきところを課長専決としていた事例が散見されたので、決裁する際は、決裁規程の決裁区分にのっとり適正な事務処理をされたい。	一般競争入札における入札公告の決裁について、部長決裁とするよう、改めて12月6日に課内周知を行った。また、入札公告以外についても、決裁する際は決裁規程の決裁区分を確認するよう、12月6日に課内周知を行った。	R7.1.15
市民協創部	市民協働推進課	06-9	意見	市民センターの管理運営は指定管理者が行っているが、今回交換設置した非常用自家発電設備の保守点検業務については、市が直接委託契約をしている。非常用自家発電設備は自家用電気工作物及び消防設備の一部であるため、施設管理を行っている指定管理者により一体的に管理されることが望ましいので、発注者が複数いることによる問題点を整理し、経済的及び効率的・効果的な保守点検の在り方について再検討されたい。	本件、非常用自家発電設備の保守点検業務は、仕様書8(8)に規定する「リスクへの対応」のうち、「市の理由による業務内容等の変更による保守点検費用の増大」に該当し、当該費用の増大は市の負担となる。 そこで、経済性の観点から検討するため、指定管理者から見積書を徴取したところ、市が直接発注するよりも費用が高額(約1.5倍)であった。本業務を現時点で指定管理者の管理に移行する場合、1業務だけでは指定管理者による業者調整などの工夫の余地がなく、当該見積額をもって追加の指定管理料を算定することとなり、経済性の観点からは現行の管理形態の方が、市の経済的負担を抑制できると令和6年12月の課内協議で判断した。 なお、現行の管理形態においても、市と指定管理者が調整することで、設備に関連する全ての業者が同時に立会い、責任分界点を共有しながら作業を実施するなど、適切な業務遂行ができており、実務上の支障は生じていない。 一方で、次期指定管理の発注時に本業務をあらかじめ施設の維持管理業務(現在17業務)に含めることで、他の維持管理業務との一括発注など、申請者の工夫等によるコストダウンの余地があるものと考えられる。 そこで、本業務については、現指定管理期間は市の直接委託契約を継続することとし、令和6年12月の課内協議で次期指定管理の更新時(令和9年4月)に一体的な管理に移行することとした。	R7.1.7
	市民課	06-9	指摘 事項	戸籍情報システム標準化対応業務の仕様書において、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する証明の写しを成果物として納入するものとしていた。これらの証明は、受託者に求められる情報管理が適切に行われるか判断するためのものであるため、契約前に確認するよう、適正な事務処理をされたい。	当該書類については、契約前に提出させ、確認する仕様とするべきだったと認識しており、受託者として一定の条件を付する場合は、契約前に確認する対応とするよう、12月5日に課内へ周知した。	R7.1.27
		06-9	指摘 事項	現金の管理において、つり銭準備金保管簿に記帳者と確認者による複数人での確認結果を示すことや、銀行持込みに必要な金種記録と現金を複数人で確認することを令和5年度の包括外部監査で指摘を受け、措置通知を提出したにもかかわらず、管理が徹底されていなかったことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を職員で共有して適正な事務処理をされたい。	つり銭準備金については、レジ締め及びレジを開ける際に確認した職員が保管簿に記入押印し、主査不在時でも複数人で確認した痕跡を確実に残せるようにし、金種記録については、金種の記入時及び調定時に確認した職員がそれぞれ押印後にコピーし、原本を課で保管、コピーを金融機関へ提出することを徹底し、複数人で確認した痕跡を残すよう、12月5日に課内へ周知した。	R7.1.27
		06-9	意見	戸籍情報システム振り仮名対応改修業務の仕様書において、受託者と協議の上、作業計画を定めることになっている。契約後速やかに協議する必要があったが、2か月以上協議が行われていなかった。業務の進捗管理をするためにも適切な事務処理に努められたい。	当該作業計画については、受託者と協議の上、10月18日付けで提出されている。 また、契約締結後は速やかに受託者と接触し、仕様に応じて、工程表を提出させるなど、適切な進捗管理を行うよう、12月5日に課内へ周知した。	R7.1.27

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
健康部	保健所 保健医療企画課	06-9	指摘 事項	課名変更に伴う課名表示等の修繕を3件に分割して同時期に同一業者に発注している。また、分割発注したことにより、支出負担行為起票日等の順と支出負担行為伝票番号等の順及び予算現額等に不整合が生じている。同一修繕については、経済的な観点及び事務の効率化の観点からも恣意的に分割することなく一括で発注されたい。	予算決算会計規則、契約規則等の諸規定に従い、同種同時期に実施する修繕は一括発注し、適正な契約事務の執行に努めることを12月に課内に周知徹底した。	R6. 12. 26
		06-9	指摘 事項	高齢者用肺炎球菌予防接種医務委託の見積り合わせにおいて、予定価格書の単価表における項目の名称がインフルエンザ予防接種と記載されていたので、適切な見積り合わせができるよう適正な発注事務をされたい。	予定価格書の作成に当たっては、記載誤り等がないよう必要最低限の複数職員で必ず確認することを12月に課内に周知徹底した。	R6. 12. 26
		06-9	指摘 事項	看護師等養成学校補助金及び地域医療対策（病診連携）事業補助金において、補助金交付予定時期を要綱で定めていないにもかかわらず、業務期間中に補助金を交付していた。業務期間中に補助金を交付する場合は、補助金等交付規則にのっとり要綱に補助金交付予定時期を明記した上で補助金を交付するよう、適正な事務処理をされたい。 また、地域医療対策（病診連携）事業補助金において、請求書の代表者名が誤っているにもかかわらずそのまま処理した事例や、請求日の記載のない請求書を保管していた事例などの不適切な事務処理が散見された。適正な事務処理ができるよう業務のチェック体制を確立されたい。	看護師等養成学校補助金は、豊橋市補助金等交付規則の規定に従い、補助金交付予定時期を明記する要綱改正を行い、令和7年4月1日から施行する予定である。また、地域医療対策（病診連携）事業補助金は今年度で事業が終了するため、令和7年3月31日をもって要綱を廃止する予定である。 業務のチェック体制については、適正な事務処理を確実に実施するため、決裁の過程で担当と主査によるダブルチェックを徹底した上で、課長補佐及び主幹により不適切な事務処理やチェック漏れ等がないかを確認する体制をとることを12月に課内に周知徹底した。	R6. 12. 26

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
市民病院	医療情報課	05-19	意見	1,000万円を超える委託料の管理課への合議は、市民病院処務規程第7条第1項第8号の規定に基づくとしているが、根拠が分かりづらいため、関連規程を整備するなど適切な会計事務に努められたい。	令和6年1月の予備監査時に口頭で指摘されたのち、令和6年2月に財政課と協議し、市民病院処務規程や豊橋市決裁規程を参考に、管理課の予算担当への合議を行うなど、従前より適切な会計事務に努めていることを踏まえ、規程の改正等を行わないこととした。	R7.1.21

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
環境部	収集業務課	04-11	意見	東部環境センター自家用電気工作物保安管理業務等において、業務仕様書に定められている受託者からの「保安業務担当者等」の通知を書面で提出させず、口頭で確認をしていた。また、点検業務に使用する測定機器が校正試験に合格していることを確認していなかったため、業務の適切な履行ができるよう業務仕様書に沿った業務管理に努められたい。 南部環境センター合併浄化槽清掃業務委託等において、清掃等実施業者が受託協同組合の組合員であることを確認していなかったため、不正な再委託とならないよう、組合員であることを確認できる書類を提出させるなど、適切な業務管理に努められたい。	令和4年度は9月30日に「保安業務担当者等」の通知を受託者から書面で提出させ確認を行い、令和5年度以降も担当者が変更になった場合等には、書面提出により確認を行うこととした。 また、測定機器の校正試験については、令和4年度は9月30日に書面を提出させて確認をし、令和5年度以降も書面提出により確認を行うこととした。 令和4年度は9月26日に協同組合に組合員であることを確認できる書類を提出させ、業務を実施する清掃等実施業者が組合員であることを確認することとし、令和5年度以降も書面提出により確認することとした。	R7.1.27